

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(見 晴 台 地 区)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画見晴台地区計画を次のように決定する。

名 称		見晴台地区計画
位 置		名古屋市南区見晴町、貝塚町、若草町及び白雲町の各一部
面 積		約 1. 1 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市の南部に位置し、見晴台遺跡、笠寺観音、旧東海道など歴史が感じられる既成市街地である。特に見晴台遺跡は弥生時代の環濠集落遺跡であり、歴史的、文化的価値を有している。本地区でも、地下に環濠の存在が確認されている。 このため、弥生時代の環濠集落遺跡に配慮するとともに、周辺環境と調和した、低層住宅中心の良好な居住環境の形成を目指す。
	土地利用の方針	良好な低層住宅地への誘導を図り、宅地造成や建築行為は地下に存在する遺跡に配慮したものとする。
	建築物等の整備方針	周辺の住宅地と調和した住環境の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度、形態又は意匠の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	地下に存在する遺跡に配慮するため、地階を設けないものとする。
地区整備計画	建築物等の高さの最高限度	1 0 m
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

埋蔵文化財に配慮しつつ、周辺環境と調和した低層住宅中心の良好な居住環境の形成を目指す。